



第2号

みどりの

きそ ネット

交流・創造フィールド

長野県木曽広域連合



2000年 木曽のリサイクル元年

平成十一年四月一日に発足した木曽広域連合も二年目を迎える。いよいよ本格的に木曽地域の広域的な課題への取り組みがスタートします。

・地域振興の方向性

地域振興の考え方は、平成九年度に改定作業が行われた新「木曽地域振興構想」を基本として「みどりの交流・創造フィールド」の実現のため、木曽路イメージアップ計画や水と緑の交流構想など、十の戦略プロジェクトを推進します。

・総合計画

木曽地域の広域的な総合的計画としては、現在、新「ふるさと市町村圏計画」の策定を進めており、これを基本に町村と広域連合が機能と役割分担をしながら地域住民の福祉の向上を目指します。

・ふるさと基金の活用

ふるさと市町村圏基金十億円の果実を活用して、広域的な観光振興や人材育成事業などのソフト事業を町村と共に展開します。

・情報公開の推進

広域連合は、平成十二年度に情報公開条例の制定を予定しており、これら各種の事業内容等について、地域の住民の方々に積極的に情報を開示していきます。



木曾広域連合広域計画特集

広域計画策定される

木曾広域連合（広域連合長・百瀬康植川村長）は、二月の平成十二年広域連合議会第一回定例会に木曾広域連合広域計画（案）を提出、議会の同意を経て同計画を策定しました。

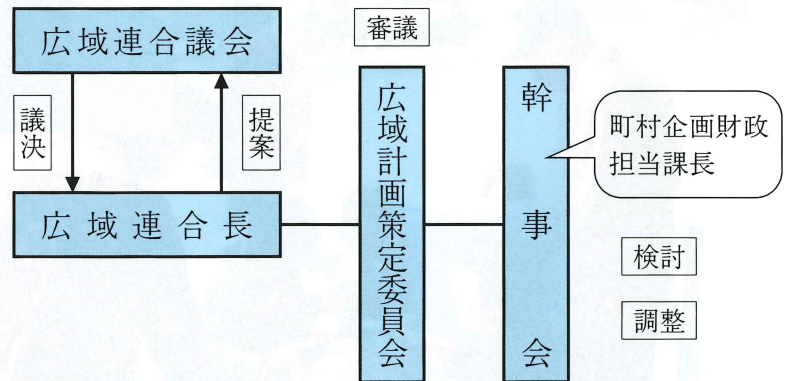
広域計画は、地方自治法の規定に基づき、広域連合が行う各種の広域的な事務や事業について自ら計画を立て、総合的かつ計画的に施策を実施していくことを目的としているものです。計画の期間は平成十一年度～十五年度までの五年間ですが、状況の急激な変化などがあった場合は改定することとなります。

策定の経過

広域計画は、昨年の8月に策定作業が開始され、本年2月までの約半年間に5回の策定委員会のほか、20回に及ぶ調整会議が行われました。

これは木曾広域連合の処理する事務が23と広範多岐にわたり、さらにリサイクルなどの廃棄物処理対策、高度情報化社会への対応や地域間交流事業等、具体的な緊急対応課題が山積していたからです。

また、木曾広域連合は、平成11年4月1日の発足にあたり、「木曾地域広域行政推進会議」において一定の方向性の検討を終えていましたが、町村事業とのさらなる整合性を図ること、地域住民の意見を反映させるための「広域計画策定委員会」を設置、検討を行う必要がありました。



広域計画策定委員の皆さん

●行政関係（十名）

百瀬 康 木曾広域連合長

長渡 行雄 木曾広域連合代表

古畑 雅庸 副連合長

下崎 文利 木曾地方事務所長

宮川 幸昭 木曾保健所長

塩入 正信 木曾建設事務所長

佐藤 利亨 木曾郡学校長会長

原 英行 木曾福島公共職業安定所長

大場 重明 建設省中部地方建設局飯田国道工事事務所長

鷹野 正美 中部森林管理局木曾連絡室長

田口 具敬 長野県商工会連合会木曾支部長

梶間 照彦 木曾農業協同組合長

原 守夫 木曾林業振興事業協同組合長

青樹 操 木曾郡社会福祉協議会長

徳山 頼正 木曾医師会長

春日 正志 木曾消防協会長

胡桃沢 一郎 木曾郡公民館運営協議会長

佐口 幸子 木曾連合婦人会長

上垣外 恭子 木曾郡消費者の会連絡会長

林 嘉久男 木曾郡老人クラブ連合会長

井坪 豊明 ベンション朴の木経営

林 ちかゑ 大桑村みのり会会長

丸山 時恵 レストハウス木曾路代表取締役・木曾交流創造塾会員

中島 ヒロ子 南木曾町婦人会代表・地域女性コミュニケーター

大木 春美 上松町公民館手話サークル会員・地域女性コミュニケーター

谷本 健一 タニモト設計管理（株）代表取締役・景觀アドバイザー

加藤 晋悟 （株）加藤組代表取締役・木曾建設業協会青年部長

小林 貞幸 （株）電算インターネット営業部長

深澤 裕子 木祖村議会議員

竹ノ内 義雄 八十二銀行福島支店長

（注）職名等は、いずれも当時のものです。

●団体代表（十名）

（注）職名等は、いずれも当時のものです。



木曾広域連合は、「美しさとやすらぎを感じる木曾」をつくるため、景観形成の推進や公害防止あるいは木曾特有の地域課題に関する調査研究を行います。

近年、地球の温暖化や酸性雨など、地球全体に影響を及ぼす環境問題が顕在化し、経済活動だけでなく私たち一人ひとりの日常生活も、地球の環境問題に大きくかわっていることが認識されるようになってきました。

例えば地球温暖化は、気温の上昇を引き起こすことにより、人類をはじめとする生命体の生存に対して様々な影響を与えたと予想されています。国際的な動きとしては、気候変動に関する国連枠組条約契約国による地球温暖化防止京都会議が記憶に新しいところです。

我が国でも平成十一年四月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、温室効果ガスの排出量が抑制されることになりました。

木曾は、広大な林野面積を有し、水源地域の役割を担っていますが、排出量を抑制するだけでなく、排出された温室効果ガスを吸収する働きを持つ森林を維持し、創造していくことも重要な課題の一つです。

景観形成を推進

美しい景観は、住民の地域への愛着を生むだけでなく、豊かな生活観と安らぎを与えます。このことは、定住の促進を図る上で大きな意義を持ちますし、企業の立地イメージを高めることにもつながります。

特に、木曾における観光産業の振興を考えた場合、観光資源のひとつとして期待されるものは小さくありません。

今後の木曾における景観の整備は、地域の盛衰に影響する重要な「社会資本」の整備といえ

ます。

環境づくりの推進

●公共サイン整備

平成十二年度に完了

木曾地域振興構想戦略プロジェクトの一つ「木曾路イメージアップ計画」として、公共サインの整備が行われています。

木曾らしさを演出する案内標識や誘導看板などを整備することで、観光地としての木曾のイメージを向上させるとともに、訪れる人々を目的地まで円滑に誘導します。



景観形成の第一段階として、平成九年度から四カ年計画で整備が進められている公共サイン 国道十九号檜川村地籍



「花咲く村づくりの会」が整備に取り組む県道奈川・木祖線

●景観形成計画

行動計画を策定

木曾広域圏としての景観形成の取り組みは、平成三年度から始まっていますが、平成十二年度からは、景観形成のための行動計画（アクション・プログラム）の策定に入り、美しい自然や歴史的・文化的資源を生かしながら、統一的なコンセプトで木曾らしい沿道景観、商業空間、居住空間の形成を目指します。

あわせて、全郡的な景観条例の制定に関する調査研究、既存商業看板の整理に関する取り組みを行います。また、景観形成住民協定の締結を促進します。

なお、これらの事業を進めるための基礎的な調査は、平成六年度から十年度にかけて既に実施されており、次のような目標と整備方針が示されています。

・広域圏における景観形成の基本的方向

・町村が、それぞれの自然的、社会的条件に応じた景観形成に関する施策を策定・実施する時の基本的方向

・木曾にとって重要な景観形成物及び眺望点や公共事業における景観形成に関する整備方針
・大規模行為の届け出に対し、助言を行う時の拠り所となる指針

公害防止

ごみや空缶のポイ捨てが木曾の環境を悪化させています。

環境・公害防止を考える場合、第一には一人ひとりのモラルに期待するところが大きいので意識の啓発を図る取り組みを行う必要があります。

しかし、モラルだけでは問題の解決に至らないケースが多く、二次的な手段として法的な規制措置を調査研究します。



国道19号パーキングに散乱するゴミ

特殊な地域課題

木曾地域の特性として、伐採後の残材、倒木等の処理に困惑しており、この処理・活用方法等を探る必要があります。



地域間交流の推進

交流の拡大は、世界・全国から多くの情報をもたらし、地域全体の活性化や新たな文化の創造を可能にします。

このため、交流と連携の基盤である交通網の整備、情報ネットワークの形成を進め、下流域や都市との交流を促進し、交流と連携を広げる木曾を築きます。

この交流の方法は、いろいろな形態が考えられています。

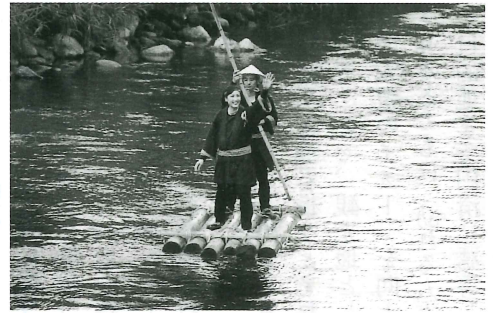
- ・ 上下流交流
- ・ 街道交流
- ・ 経済交流
- ・ 文化・スポーツ交流

● 上下流交流事業 五月四日木曾三川公園「木曾の日」を実施

上下流交流二年目の事業として、愛知県二宮市主催の「リバーサイドフェスティバル」(開催期間五月三日～六日)に参加、水と緑の大切さをアピールします。

これは、森林は水資源のかん養、保健休養など多様な機能を持つ木曾地域の最大の資源であることに着目し、まず第一に戦略プロジェクトの一つ「水と緑の交流構想」を推進するものです。

将来的には、水源の森の育成、産業、文化の振興を目標に、歴史的・文化的につながりの深い下流域との交流を深めていきます。



水と緑のフェスティバル'99 in 木曾の前夜祭前にイカダ下りを体験する宮崎緑さん

● 木曾街道四〇〇年祭り

平成十三年開催

街道交流としては、平成十三年に「木曾街道四〇〇年祭り」が計画されています。

宿場会議や食のフェスティバル、芝居小屋、町村単位のイベント等、各種のイベントが木曾郡全域で開催されます。

いま、なぜ地域間交流か？

― 定住人口と交流人口 ―

交流人口とは、様々な目的で地域を訪れる外来者による経済・生活・文化面などでの活性化を期待する概念です。

最近まで、多くの自治体において、実際の発展の可能性以上に人口の予測をしてきたといわれています。しかし、近年、出生率の低下等の影響から、二十世紀の初頭には全国のほとんどの市町村人口が減少することにはほぼ確実です。これまでのように、右肩上がりの人口増加を前提とした地域政策の考え方を見直す必要があります。

このような中で、道路をはじめとする交通網の整備による交流圏の拡大や国民余暇時間の増大を踏まえ、自治体の活力を評価する上で、従来の「定住人口」だけでなく、「交流人口」の重要性が指摘されるようになってきました。

過疎化の続く木曾においても、公営住宅の建設等の定住基盤の整備や企業誘致、U・イターン事業などにより人口減少を食い止める対策が試みられてきました。しかしながら、青年層の域外流出比率が高く、結果として全国平均を上回る過疎と高齢化が進行しています。

産業の振興

地場産業の育成

(財)木曾地域地場産業振興センターとの連携を強化し、多様化・高度化する消費者ニーズに対応した木工芸品の開発を促進します。

また、地場産業の育成に関する調査研究を行います。

・ 人的ネットワークの形成

「木曾交流創造塾」などによる異業種間交流を進め、伝統技術と新しい素材との融合による新製品の開発を促進します。

・ 情報の受発信

情報ネットワークの形成により、地域情報の発信のみならず、商品のイメージアップ、ブランド化を推進、あわせて、販路の拡大を図ります。

・ 観光産業との連携

観光産業との連携をより強化し、お土産品の開拓や地元消費の拡大を目指します。



地場産業振興センター

木曾の伝統工芸品



木曾地域

地場産業振興センター

日本の経済構造が大きな変化を遂げる中で、木曾地域の産業も大きな影響を受けています。

その主なものは、かつて基幹産業といわれた林業であり、その関連産業である伝統工芸産業です。

他の多くの地場産業の例に漏れず、明るい展望が開けない状況下で、平成六年に木曾地域地場産業振興センターが設置されました。

ここは、伝統的な工芸品や新商品のアンテナショップとして、また、後継者育成の拠点としてベテラン、若手の交流の場となっています。



広域観光振興 自然や文化を活かす 観光地づくり

広域観光振興ビジョン、「木曾広域観光振興計画（仮称）」を策定し、木曾全体の観光振興を推進します。

今後の木曾地域にとって交流人口の拡大は大きなテーマであり、特に観光産業の果たす役割は大きく、木曾の産業の大きな柱の一つとして、官・民挙げて育成していかなければならないからです。

また、これからの観光振興は、単に観光宣伝に力を入れるだけでなく、景観形成や地域づくりを含めた総合的な対策が必要です。

観光地づくりの方向性は、「なつかしくて新しい心ふるさと木曾」とし、自然や文化を活かす

観光・リゾート木曾を目指します。



地域

観光地づくりの方向性

なつかしくて新しい心ふるさと木曾

① 四季を通じて誰でもが訪れる通年型と滞在型の観光地づくり

- ・ 農林業との連携による木曾型グリーンツーリズムの推進
- ・ 第2のふるさと構想、上下流交流等の地域間交流の推進
- ・ 新たな観光ルートの開拓、快適な滞在施設の整備

② 質の高い観光地づくり

- ・ 美しいふるさとづくり、景観形成の推進
- ・ 郷土料理の開発など食の文化の向上
- ・ もてなしの心（ホスピタリティ）の醸成
- ・ 特産品の開発

③ 地域イメージの形成

- ・ C Iによる木曾ブランドの確立
- ・ 観光情報の収集、発信、公開

④ 観光関係機関の役割分担の整理と業務の効率的系統化

- ア 木曾広域連合
 - ・ 木曾広域圏を超えた広い地域との連携による観光開発の研究
- イ 木曾観光連盟
 - ・ 法人化も含めた組織体制の見直しや財政基盤の拡充強化
 - ・ 観光コーディネーターの配置
 - ・ 総合案内センターとしての機能充実
- ウ 町 村
 - ・ 新たな観光施策に取り組むための体制整備
- エ 町村観光協会
 - ・ 組織体制及び受益者負担の見直しと財政基盤の強化
- オ その他の団体
 - ・ 商工会、J A等、民間の各種団体の活動に観光事業を位置づけ



福祉の推進

老人ホーム木曾寮

サービスを一層充実

老人ホーム木曾寮は、養護老人ホームと特別養護老人ホームの両方の機能を持った併設施設です。

定員は百十五名、内訳は次のとおりですが、本来入所すべき要介護者、いわゆる入所待機者が相当数見受けられ、今後、町村や関係施設との連携を図りながら、適正な入所を進める必要があります。

・養護老人ホーム

定員

七十六名

シヨートステイ 二名



1月13日に行われたまゆ玉作り

・特別養護老人ホーム

定員

三十二名

シヨートステイ 五名

本年四月からの介護保険の実施に伴い、木曾寮の特別養護老人ホームも、介護保険制度下のサービス供給施設という位置づけになります。

このため、広域連合では、人員体制の強化、施設・設備の計画的な整備などを行い、利用者へのサービスの向上を図ります。



●老人ホーム

入所判定委員会

公正な判定を堅持

養護老人ホームの入所判定は、入所措置要否の判定基準に基づき、公正な判定を行います。

このため、施設と町村間の積極的な情報交換を行います。

委員は、医療、行政及び福祉施設などの代表六名で構成され、年二回の委員会は、九月と来年三月に開催を予定しています。

介護認定審査会

年九十四回開催

三千件を予定

介護認定審査は、週二回、一年間に九十四回を開催、約三千件の審査を予定しています。

木曾地域における介護保険の認定審査は、公正で効率的な審査を目指して広域連合が行っているものです。平成十一年度の準備審査では一千五百十四件認定されました。

委員は、医療、保健及び福祉分野の代表十名で構成されています。



認定審査会

連合事務局会議室にて

集合住宅など

調査研究を実施

女性の社会進出に伴う育児支援策や高齢化社会対策のため、広域的な事務と町村の在宅支援策との調整を図りながら、調査研究を行います。

保健・医療の推進

療養型病床群など

調査研究を実施

保健・医療サービスの需要に対応するため医療機関との協力連携を進めると同時に、保険医療に関する調査研究を行います。

これは、高齢化の著しい進行という厳しい環境の中、平成九年四月には地域保健法が施行され、地域に身近な一般的な保健サービスは町村が実施することになるなど、保健・医療サービス需要はますます高度化、多様化しているからです。

平成九年十二月に策定された木曾地域保健医療計画の主な内容では、「いつでも」、「どこでも」、「ひとしく」保健医療サービスが受けられる包括的な供給体制を目指し、保健医療従事者の確保、養成等を骨子として諸施策を推進することとしています。

○調査研究内容

- ・児童福祉
- ・未滿時保育、長時間保育
- ・老人福祉
- ・集合住宅、グループホーム
- ・介護サービス供給体制
- ・福祉ボランティアの活用

○調査研究内容

- ・保健医療
- ・理学療法士、作業療法士、歯科衛生士等の人材確保
- ・保健事業
- ・検診や保健施策の協同実施など
- ・保険制度
- ・介護保険、国民健康保険
- ・療養型病床群の建設の促進

休日及び休日夜間の一次救急医療

休日及び夜間の一次救急医療は、医師一名、看護婦一名を確保、県立木曾病院の施設の一部を借用し対応しています。

また、休日の昼間については、木曾医師会による在宅当番医制が実施されています。

ただし、今後、一次救急医療の先進地を調査するなど、将来の体制の検討が必要です。

文化の振興

木曾文化公園

開館十一年目を迎える

平成二年に開館した木曾文化公園も十年を経過し、地域の文化活動の拠点として、新たな役割が求められています。

現在は、自主事業企画実行委員会を中心に、質の高い鑑賞事業の実施など文化事業のレベルアップに努めています。さらに住民参加のもとに、木曾らしい伝統文化の保存と新しい文化の創造に取り組んでいます。

会議室、ホール等の利用率は、県内同規模の会館に比べて使用料が安いにもかかわらず低いので、利用の促進を図ります。

また、公園全体が憩いの場、交流の場となるよう「創造の原」の整備計画を立てます。

埋蔵文化財の調査

平成十一年度調査規模

六八、〇〇〇㎡

埋蔵文化財調査室では、町村から委託を受けて埋蔵文化財の調査を行っています。

埋蔵文化財の調査は、本来町村が単独で行う事業ですが、全国的な専門職員不足の状況や経費の問題から、木曾では平成三年度から広域的な対応を行っているものです。



文化公園ホールにて

文化振興のための調査研究を実施

文化事業や伝統文化など、文化活動に関する調査研究を行います。

また、将来に向けて「図書館情報ネットワーク」の研究を進めます。

現在、木曾では大型の農業基盤整備事業などが予定されており、これらの公共事業が計画的に実施できるように調査を進めなければなりません。

このため、平成十二年度は、長野県埋蔵文化財センターから二名の調査員の派遣をいただくなど、調査体制を強化し発掘調査に当たります。

文化・スポーツの振興

スポーツ振興

基金を創設

スポーツ活動を通じ、地域・社会の活性化に寄与する者及び団体を支援するため、木曾広域連合スポーツ振興基金が創設されます。

支援の対象は、大会参加負担金、交通費・宿泊費の旅費等で、償還は免除されます。

ただし、対象となる大会は、予選のある全国大会以上（国際大会を含む）のレベルの大会で、所属する団体等から援助の無い大会が考えられています。

人材育成

基金の交付基準は、五月に設置される「基金運営審査会」で検討、ガイドラインが示される予定です。

人

基金の原資は、ふるさと市町村基金十億円の果実や事業の趣旨に賛同する方々からの寄付金をもって充てます。

なお、この基金は、広域計画策定の段階で、民間の委員の方から提案があり、新規に事業化が実現したものです。

人材育成事業

第九回海外派遣事業

派遣団員を募集

人材育成事業は、地域づくり・まちづくりの基本（鍵）となるのは「人」であるという視点から、各町村の個々の取り組みと協調しながら、広域のかつ長期的な視野にたって継続的に推進します。

人材育成事業のひとつ、平成十二年度第九回海外派遣事業は、青少年の健全育成に重点を置き、木曾の百年後の景観や森、街並みのあり方をテーマに実施します。

実施時期は、十月から十一月頃で、期間は八日間程度を予定していますが、訪問国等は未定です。

各町村推薦の派遣団員とあわ

せて、広域連合としての派遣団員を募集します。
実行委員会による企画が決まり次第、詳細についてお知らせいたします。

第八回海外研修
ストックホルム市での研修風景

奨学資金

木曾広域連合では、大学等への進学者を対象に、奨学資金の貸付けを行っています。

貸付けの限度額は、月額2万円から5万円までで、無利子となっています。

申込み方法、償還の方法等、詳細は木曾広域連合事務局企画振興課までお問い合わせください。

電話 23-1050



ごみ処理 タイオキシン対策進む

ダイオキシン規制に対応するため、南北のクリーンセンターで、排ガス高度処理施設の整備を行います。

南部クリーンセンターでは、平成十一年度から十二年度にかけて既に工事が行われています。北部クリーンセンターは、施設改良のための環境アセスメントを平成十二年度に実施、その後、工事に着手することになります。

統合処理施設は 平成二十二年稼動予定

木曾広域圏ごみ処理広域化計画では、平成二十二年、現在の南北クリーンセンターを統合し、新しい焼却施設を稼動させることを目標としています。

この施設の規模は、二十四時間連続運転の四十トン炉で、年間二百八十日稼動します。

また、最終処分対策のため、次世代型の焼却炉を導入、焼却灰を溶融し、スラグ化します。



連合議会によるリサイクル事業の視察（水俣市）

廃棄物の処理 資源循環型社会を 目指して

この計画を進めるには、次の三点が大きなポイントになります。

① 新設炉の建設用地及び最終処分場用地の検討を広域的に進めること

② 現在の南北両地域のごみ収集方式が異なっていることから、一元化を図る必要があること

③ ごみの発生量は、年々増加傾向にあり、全郡的なリサイクルの体制を整備すること

ごみの減量化 リサイクルの推進

北部七町村では、この四月からリサイクルが始まりました。当面ペットボトル（飲料用のみ）、資源ガラスビン（飲食用ビン、色別に五種類）を回収するものです。リサイクルする品目は今後徐々に拡大されますが、先行している南部三町村と一体化した体制づくりを進める必要があります。

従来の燃やして埋める処理からリサイクルを行う循環型のごみ処理への転換が必要となり、平成七年六月、容器包装リサイクル法が制定されました。この背景には、大量生産、大量消費された廃棄物の処理を、市町村行政のみで対応することが限界となったことがあります。

リサイクルを進めることは、資源の再利用だけでなく大きなメリットがあります。可燃ごみの場合は、焼却炉の建設費が処理能力一トン当たり一億円近く節減できます。また、不燃ごみの場合は、埋め立て処分場がより長く使用できることとなります。

し尿処理

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥は、環境センターで処理されています。

環境センターは、稼動後施設十年目を迎えたことから、計画的に機器類の更新を行い施設の延命化を図ります。

ここで脱水処理された汚泥は、民間の業者によってコンポスト化されています。

今後も、地域内における循環型処理がベストと考えられるので、汚泥資源化プラン等の調査・研究を進めます。

公共下水道・汚泥処理 スクラム下水道は 平成十五年稼動予定

公共下水道汚泥の脱水処理は平成十五年の稼動を目標に、共同処理施設を設置し脱水処理を行います。

現在、木曾郡下では、公共下水道の整備が進められており、下水道から発生する汚泥は、平成三十年以降一日当たり十トン程度になります。

この最終処分には、従来の構想のままで、年間一億円を



各町村で整備が進む公共下水道事業

超える多額の経費が必要になることと、加えて処分先の確保が非常に困難になることが予測されています。

平成十年に策定された汚泥の処理に関する新構想「木曾地域汚泥等広域処理計画」は、このような状況を踏まえ、木曾地域における将来的、総合的な広域汚泥処理の方向を示しているものです。

施設は、環境センターに隣接して設置し、一体的な管理を行うことにより、経費の節減を図ります。

建設スケジュールは、次のようになっています。
平成十二年度 基本設計、用地買収
平成十三年度 詳細設計、造成工事
平成十四年度 建設工事

幹線道路網の整備

交通ネットワーク構想を推進

圏域の骨格となる南北軸、東西軸の体系的整備を促し、歴史的資源、スポーツ・レクリエーション資源等を有機的に連携させるため、広域交通ネットワークを形成します。

構想で提唱された南北軸の機能強化のうち、木曾川右岸道路は木曾福島町・上松町間が既に供用を開始しているほか、着々と整備が進められています。

また南北軸では、国道二五六号の清内路峠トンネルが完成しています。国道三六一号については、権兵衛峠、姥神峠の二箇所でのトンネルの開削が行われていますが、このうち、姥神峠トンネルについては、五月二十九日に貫通式が行われます。

情報化の推進

H P 木曾ネットを拡充 自治体情報ネットワーク を構築

情報の高度利用は、地域活性化の重要な要素です。交流の拡大、文化の創造、産業の振興や生活の利便性などの観点から情報システムを研究し、ネットワークの拡充を行います。

これは、情報化の潮流が、通信技術の急速な発展と共に激しさを増し、住民が多様な情報を求めるようになっていく中で、地方公共団体が適切な対応を求められているからです。

木曾においても行政、経済団体、住民等が地域を越えて双方

向の情報発信を行える基盤の整備が望まれています。

このため、情報化に関する基礎的知見を得るため平成八年度から地域情報化計画策定調査を実施してきました。

この調査の過程で、平成十一年四月からインターネットを活用して、ホームページ「木曾ネット」を試験的に開設しています。

今後は、この運営に当たる「木曾ネット運営協議会」の体制強化と、情報ネットワークを活用した事業を開拓していきます。

整備の進む木曾川右岸道路
倉本トンネル



情報に関する 調査研究

行政事務の効率化と住民福祉サービスの向上のため、次の調査を実施します。

- ① イン트라ネットの整備に関する調査研究としては、自治体情報のネットワークの構築について
- ② 双方向通信の活用に関する調査研究としては、福祉、保健・医療、教育等の住民福祉サービス面での利用について

広域消防

防災・災害対策

高規格救急車の導入など救急業務高度化への対応を進めます。高齢化の進展等による疾病構造の変化や交通量の増大に伴う交通事故の増加などにより、救急需要が増加しています。

こうした傷病者の救命率を高めるため、平成三年救急救命士法が制定されました。

木曾広域消防本部でも平成八年度から救急救命士の養成を開始、平成十二年度末には七名となる予定です。

また、高規格救急車は、現在本署と南分署にそれぞれ一台ずつありますが、年次計画により全署に配備します。

火災予防面では、専門的で高度な能力を要する予防職員の養成など予防業務の高度化に対応していきます。



葬斎センター 緑聖苑

現在の施設は、平成六年六月から稼動し、五年が経過しています。

トラブルや故障などの問題はなく、施設の適切な維持管理に努めています。

公平委員会

公平委員会は、委員三名で構成され、地方公務員法の規定に基づいて、次の事務を行います。

- ① 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査
- ② 職員の懲戒、その他、意に反する不利益な処分についての審査請求、または異議申立ての審査



高規格救急車の内部



平成12年度木曾広域連合の予算は

30億9,114万5千円です

予算のあらまし

一般会計・五特別会計

平成十二年度の広域連合の予算は、二月の定例議会で可決されました。

現在、各町村の財政状況は極めて厳しい状況下にありますが、地域の振興や住民福祉の向上を目指し、三月に策定された広域計画に基づき、高齢者福祉や環境保全・情報の高度活用等が図られるよう、計画的かつ効率的・効果的な事業の推進に努めます。

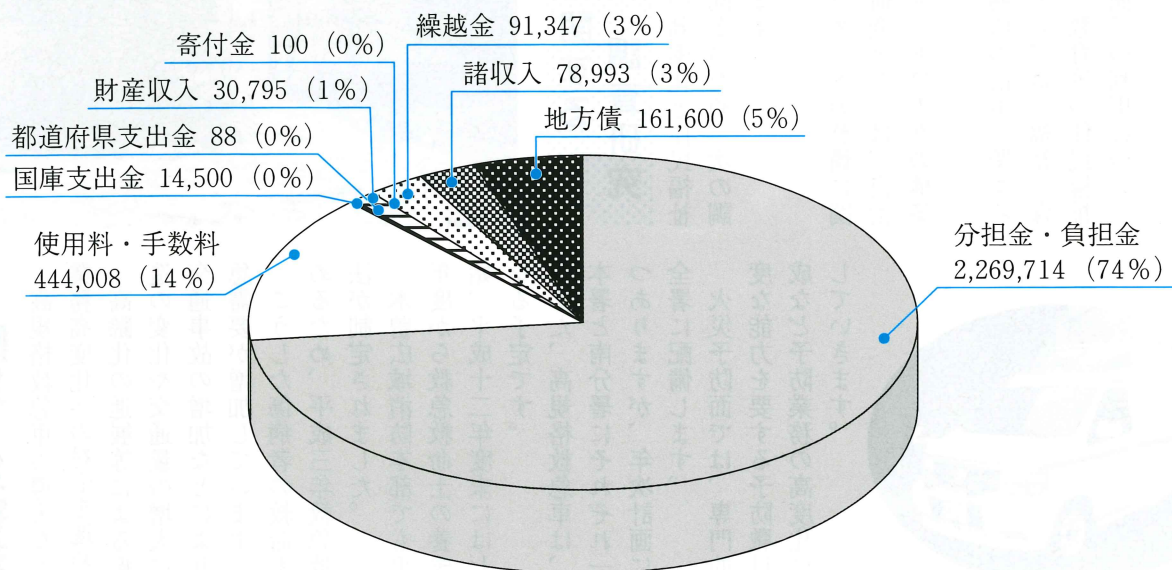
本年度の広域連合の予算は、一般会計予算で十二億五千万円、五つの特別会計の総額で十八億四千万円が計上されていますが、広域連合の立ち上げ経費やシステム整備事業の終了により、前年度に比べ約十億円の大幅減となっています。

収入では組織町村からの分担金・負担金の割合が全体の七十四%を占めています。

今年度は廃棄物処理関連事業のウエイトが高く、ゴミ処理や汚泥処理の充実を図るため、支出の三十六%を衛生費で占めていることが大きな特徴になっています。

収入の内訳

(単位：千円)



収入の内容

・分担金・負担金

広域連合の運営や、リサイクル事業の経費に充当するため、各町村から負担していただいているお金です。

・使用料・手数料

くみ取り・浄化槽清掃手数料・消防の取り扱う事務手数料・文化公園の施設使用料などです。

・国庫支出金

下水道事業に対して国から交付される補助金です。

・都道府県支出金

木曾寮における衆議院、県知事選挙不在者投票に対する交付金です。

・財産収入

ふるさと市町村圏基金の利子によって得られた収入です。

・寄付金

木曾寮入所者に対する寄付金です。

・繰越金

前年度の余剰金です。

・諸収入

主なものは、文化公園の入場料などです。

・地方債

広域連合の長期的な借入金です。